

■承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）

【要旨】

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、3 月議会での議決を経て、平成 28 年 3 月 18 日に公布をした行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の中の「四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部改正」について、施行日前に一部改正が必要となったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるもの。

【主な条例改正内容】

平成 28 年 3 月 30 日付の事務連絡（高知県市町村振興課）により、条例改正の最終案が示され、議決を経た改正条例の適用について、公示または納税通知書の交付等の処分を行った時期により区分する必要があるため、附則に適用区分を追加するもの。

【根拠法令】地方自治法（抜粋）

〔専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- ② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- ③ 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- ④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。